



神奈川県労働局発表
平成28年6月30日

担当	神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課長 太田 真人 労働紛争調整官 二瓶 紀章 電話 045-211-7380
----	-------------------------------------------------------------------

—平成27年度神奈川県労働局における個別労働紛争解決制度の施行状況—

相談別では「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ!!

神奈川県労働局（局長 藤永芳樹）では、平成27年度の個別労働紛争解決制度（個々の労働者と事業者間のトラブルを対象とした総合労働相談※1、助言・指導※2、あっせん※3）の施行状況を取りまとめましたので、公表します。

【平成27年度施行状況のポイント】

1 総合労働相談件数は減少傾向にあるものの依然として高止まりの状況、助言・指導申出件数は微減、あっせん件数は微増

- ・ 総合労働相談件数 49,135件（前年度比3.8%減）
※平成23年度以降の各年度は50,000件前後で推移している。
- うち民事上の個別労働紛争相談件数 12,930件（前年度比4.9%減）
- ・ 助言・指導申出件数 286件（前年度比2.1%減）
- ・ あっせん申請件数 185件（前年度比1.1%増）

2 民事上の個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ

- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数のうち、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は3,708件（前年度3,609件、2.7%増）で平成15年度から12年連続増加し、4年連続して相談内容別でトップでした。

3 あっせん参加のうち6割超が合意、迅速な処理

- ・ 紛争当事者があっせんに参加した場合は63.3%で合意が成立し紛争が解決しました。また、全てのあっせん事案の87.9%が2か月以内に処理を終了しました。

※1 「総合労働相談」：県内14か所（神奈川県労働局、各労働基準監督署内、横浜駅西口STビル）にあらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置して、専門の相談員が対応している。

※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※3 「あっせん」：紛争当事者間に弁護士などの労働問題の専門家である紛争調整委員が入り、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

《平成27年度神奈川県個別労働紛争解決制度の施行状況》

ポイント

1 総合労働相談件数について

神奈川県労働局管内に14ある総合労働相談コーナーの平成27年度の総合労働相談件数は、49,135件であり、対前年度比で3.8%減少しており、全国的には、東京、大阪、愛知、埼玉、兵庫に次いで6位でした（※全国版（抄）参照）。そのうち、個別労働紛争解決制度の対象となる民事上の個別労働関係紛争の相談件数は12,930件で、対前年度比4.9%の減少となりました。全国的には東京、大阪、愛知、兵庫に次いで5位でした（※全国版（抄）参照）。

一方で「いじめ・嫌がらせ」は増加しており、平成27年度の相談が3,708件で全体の21.3%と内容別ではその他を除き4年連続で最多となりました。（表2参照）

2 助言・指導について

労働者が、相談から発展して事業主に対して「助言・指導」を行うよう求めた件数は286件で、対前年比で2.1%減少しています。全国的には8位の件数でした（※全国版（抄）参照）。「いじめ・嫌がらせ」の件数は、50件（全体比17.5%）であり、件数、全体比ともに前年度に比べて、減少したものの、依然として、高い割合となっています。（表3参照）

3 あっせんについて

あっせん申請の件数は185件で、対前年比で1.1%増加しました。平成21年度をピークに減少傾向が続いていましたが、微増に転じました。全国的には7位の申請件数でした。従来あっせん申請の約半数を占めていた労働者にとって最も厳しい措置である「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった雇用関係の終了に関する紛争の割合については、減少傾向が続いており、その反面、「いじめ・嫌がらせ」は54件で全体の29.2%と増加傾向にあり、内容別では3年連続でのトップとなっています。

事業主も制度を利用できますが、事業主からのあっせん申請は、平成23年度が2件（全体の0.8%）、平成25年度が2件（全体の1.1%）、平成26年度が2件（全体の1.1%）、平成27年度が6件（全体の3.2%）、となっています。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行状況（平成27年度）

	件 数	対前年比
民事上の個別労働紛争関係の相談件数	12,930件（13,598件）	- 4.9%
助言・指導申出受付件数	286件（292件）	- 2.1%
あっせん申請受理件数	185件（183件）	+ 1.1%
総合労働相談件数	49,135件（51,081件）	- 3.8%

※（ ）内は平成26年度の件数

平成27年度神奈川県労働局個別労働紛争解決制度施行状況

1 相談受付状況

(1) 総数

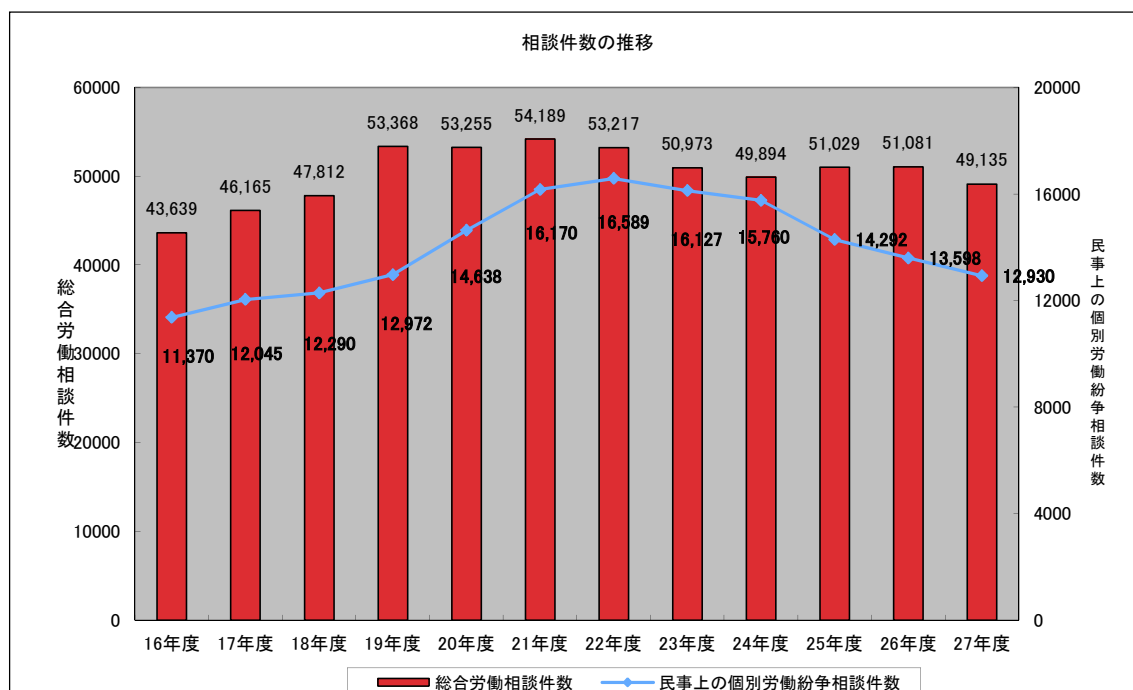
神奈川県労働局では、雇用環境・均等部指導課、県内12の労働基準監督署内、横浜駅西口のテナントビル内の計14か所に、総合労働相談コーナーを開設（別紙1参照）し、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応した。平成27年度1年間に寄せられた相談件数は、全体で49,135件であった。これは、平成26年度比で、3.8%の減少となっている。

このうち、関係窓口や手続等の案内で終了するものや法違反を伴うため労働基準監督署の取り締まりの対象となるものなどを除いた、不当解雇や労働条件の引下げ等の民事上の個別労働紛争に関するものが12,930件、平成26年度に比べて4.9%の減少となっている。（【表1】、【図1】）

【表1】 年度別件数の推移（平成25～27年度の3年間）

年度別	相談件数			
	労働相談		個別労働紛争	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成25年度	51,029	+ 2.3%	14,292	- 9.3%
平成26年度	51,081	+ 1.0%	13,598	- 4.9%
平成27年度	49,135	- 3.8%	12,930	- 4.9%

【図1】 年度別件数の推移



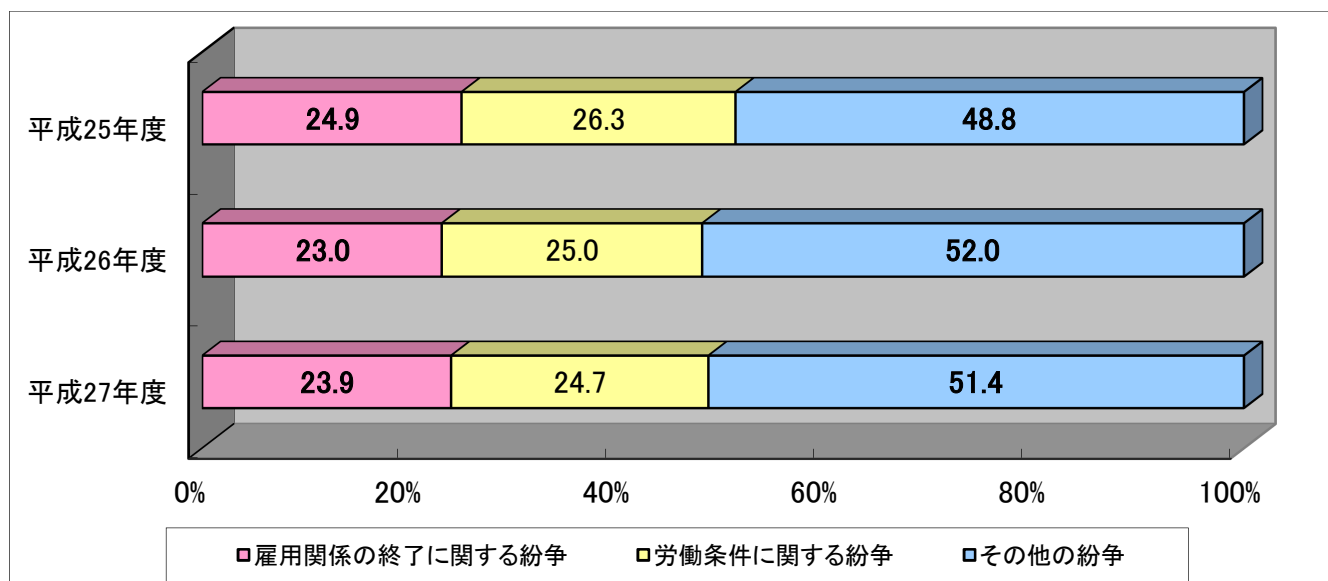
(2) 個別労働関係紛争にかかる相談内容の内訳

平成27年度における民事上の個別労働関係紛争にかかる相談内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが23.9%と減少傾向から微増に転じ、「労働条件引下げ等」に関するものが24.7%と引き続き減少傾向にある。また、「いじめ・嫌がらせ」の相談が引き続き増加傾向にあり、21.3%を占め、内容別では、その他の除き4年連続で最多となった。（【表2】、【図2】）

【表2】 個別労働紛争相談の内容別内訳

個別労働関係紛争相談		平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比
雇用関係の終了	普通解雇	1,863	9.3%	4,964	24.9%	1,605	8.8%	4,203	23.0%	1,519	8.7%	4,156	23.9%
	整理解雇	325	1.6%			277	1.5%			205	1.2%		
	懲戒解雇	355	1.8%			291	1.6%			237	1.4%		
	雇止め	841	4.2%			753	4.1%			738	4.2%		
	退職勧奨	1,580	7.9%			1,277	7.0%			1,457	8.4%		
労働条件	労働条件の引下げ	1,951	9.8%	5,251	26.3%	1,731	9.5%	4,578	25.0%	1,633	9.4%	4,307	24.7%
	出向・配置転換	690	3.5%			633	3.5%			658	3.8%		
	その他の労働条件	2,610	13.1%			2,214	12.1%			2,016	11.6%		
その他	募集・採用・内定取消	271	1.4%	9,728	48.8%	274	1.5%	9,524	52.0%	265	1.5%	8,946	51.4%
	雇用管理改善等	123	0.6%			88	0.5%			55	0.3%		
	いじめ・嫌がらせ	3,438	17.2%			3,609	19.7%			3,708	21.3%		
	その他	5,896	29.6%			5,553	30.3%			4,918	28.2%		
合計	(重複回答分を合計した総数)	19,943		19,943	100.0%	18,305		18,305	100.0%	17,409		17,409	100.0%
	(受案件数)	14,292		14,292		13,598		13,598		12,930		12,930	

【図2】 個別労働関係紛争相談の内容別内訳

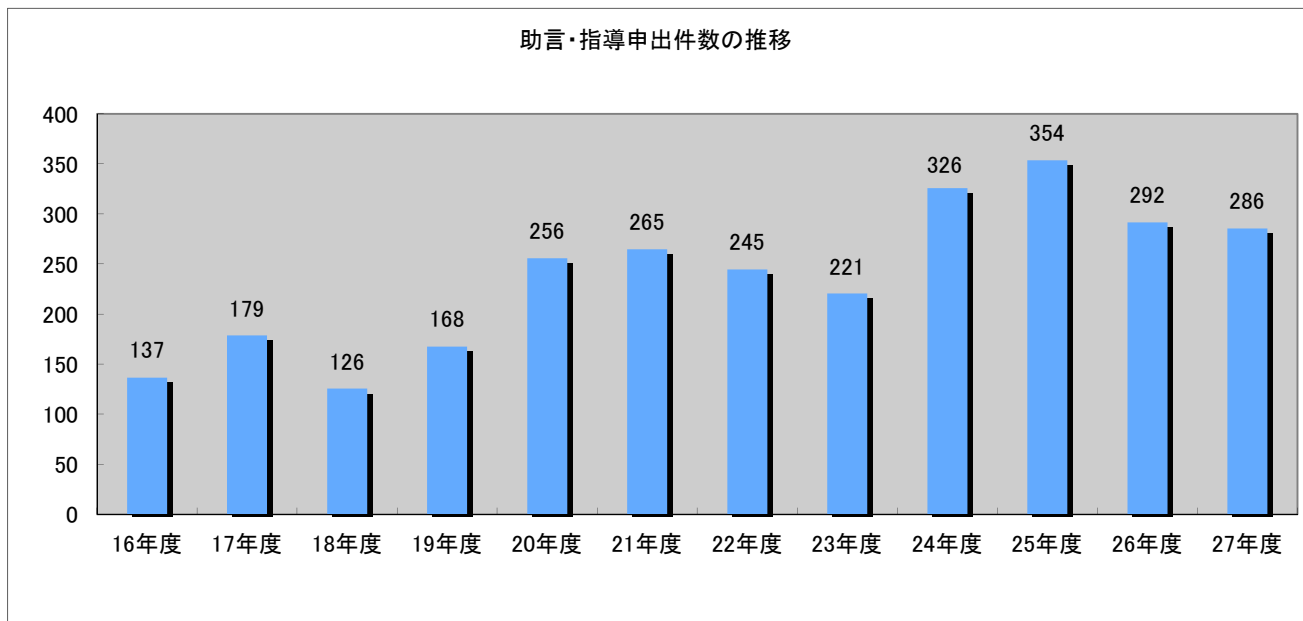


2 神奈川県労働局長による助言・指導

(1) 総数

平成27年度における神奈川県労働局長による助言・指導の申出受付件数は286件で、昨年度に比べて2.1%の減少となり、昨年度に引き続き、減少傾向となった。(【図3】)

【図3】 助言・指導の年度別件数の推移



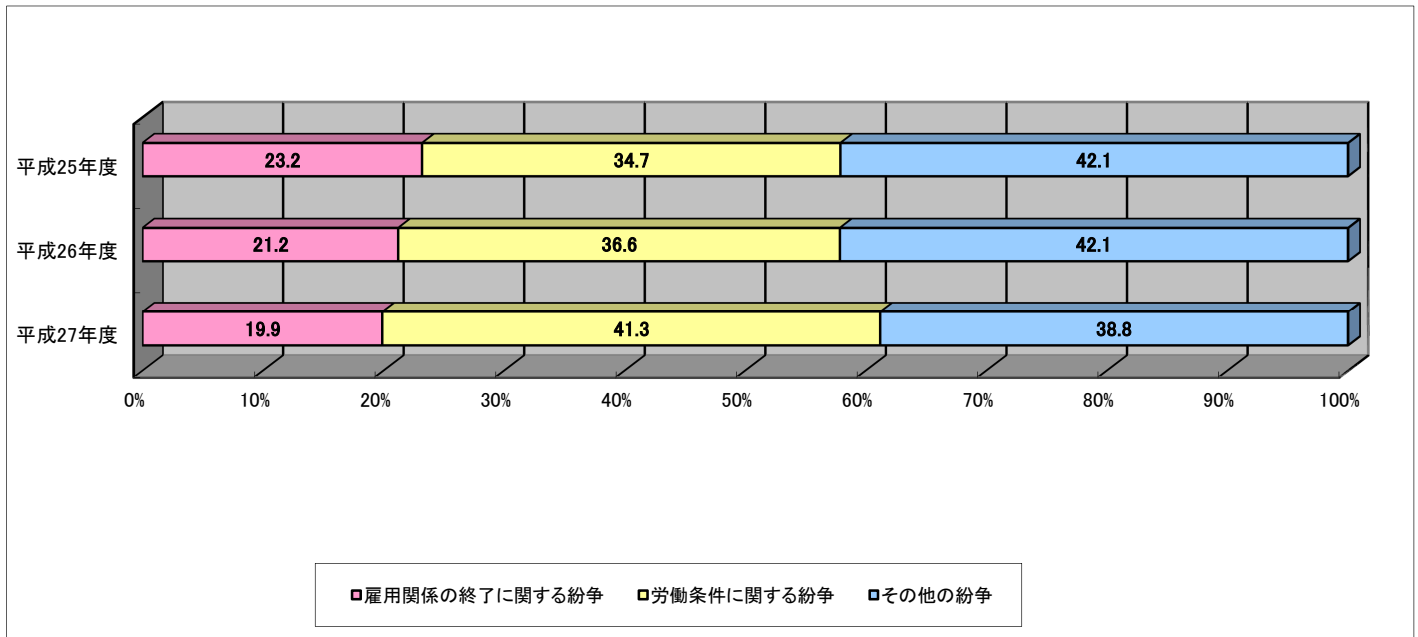
(2) 助言・指導の申出内容の内訳

平成27年度における助言・指導の申出内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが19.9%、「労働条件引下げ等」に関するものが41.3%となっている。また、内容別では、いじめ・嫌がらせは、17.5%となっており、前年度に比べて件数、全体比ともに減少となっているが、その他の条件、その他に続いて、依然、大きな割合を占めている。(【表3】、【図4】)

【表3】助言・指導の申出内容別内訳

		平成25年度				平成26年度				平成27年度				
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	
助言・指導の申出	雇用関係の終了	普通解雇	23	6.5%	82	23.2%	26	8.9%	62	21.2%	26	9.1%	57	19.9%
		整理解雇	5	1.4%			1	0.3%			1	0.3%		
		懲戒解雇	0	0			4	1.4%			3	1.0%		
		雇止め	27	7.6%			18	6.2%			19	6.6%		
		退職勧奨	27	7.6%			13	4.5%			8	2.8%		
	労働条件	労働条件の引下げ	49	13.8%	123	34.7%	47	16.1%	107	36.6%	30	10.5%	118	41.3%
		出向・配置転換	20	5.6%			14	4.8%			18	6.3%		
		その他の労働条件	54	15.3%			46	15.8%			70	24.5%		
	その他	募集・採用・内定取消	4	1.1%	149	42.1%	7	2.4%	123	42.1%	4	1.4%	111	38.8%
		雇用管理改善等	3	0.8%			2	0.7%			1	0.3%		
		いじめ・嫌がらせ	57	16.1%			73	25.0%			50	17.5%		
		その他	85	24.0%			41	14.0%			56	19.6%		
	合計		354		354	100.0%	292		292	99.9%	286		286	100.0%

【図4】 助言・指導の申出内容別内訳



(3) 助言・指導申出の処理状況

ア 処理の状況

平成27年度1年間に助言・指導に係る手続きを終了した事案274件について処理状況をみると、助言・指導を実施したことにより、283件中119件(42.0%)が解決している。

なお、解決せずにあっせんへ移行となったものは10件となっている。

イ 申出人の状況

平成27年度1年間に申出を受付けた事案286件についてみると、2件が事業主から、284件が労働者からの申出であった。就労形態は、正社員が132件(46.2%)と最も多く、パート・アルバイトが60件(21.0%)、期間契約社員が48件(16.8%)、派遣労働者が19件(11.9%)となっている。労働者の所属する事業所の規模は、不明を除き10～49人が65件(22.7%)と最も多く、次いで10人未満が34件(11.9%)、100～299人が16件(5.6%)となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者は不明を除き160件(55.9%)である。

なお、助言・指導の実施事例は、[別紙2](#)のとおりである。

3 神奈川県紛争調整委員会によるあっせん

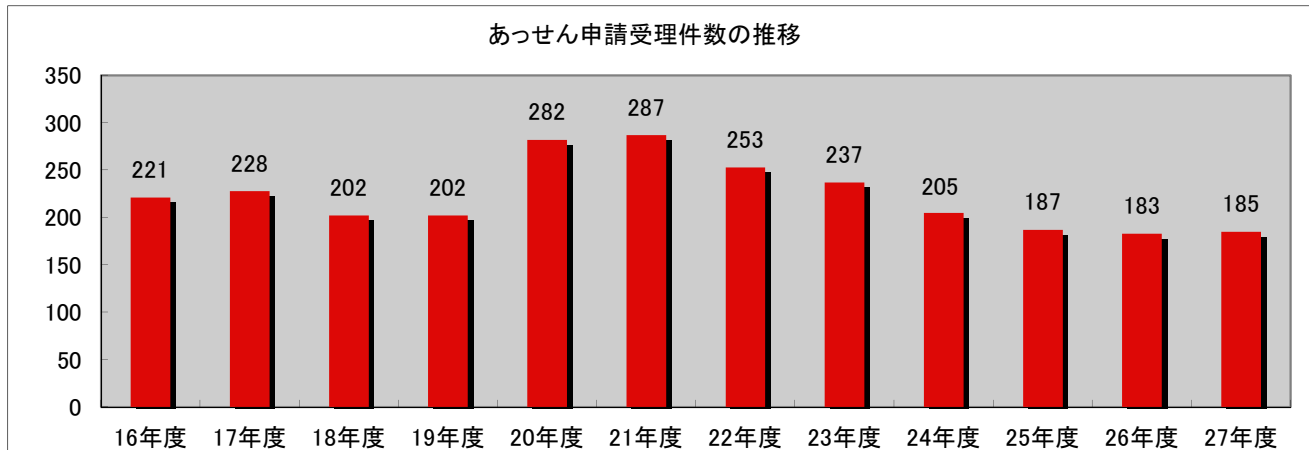
(1) 総数

平成27年度における神奈川県紛争調整委員会によるあっせんの申請受理件数は185件で、平成22年度から続いてきた減少傾向から、1.1%の微増に転じた。〔図5〕

また、全国的には、東京、大阪、愛知、北海道、兵庫、埼玉に次いで7番目の件数である。

(※全国版(抄)参照)

【図5】 あっせん受理件数の年度別件数の推移



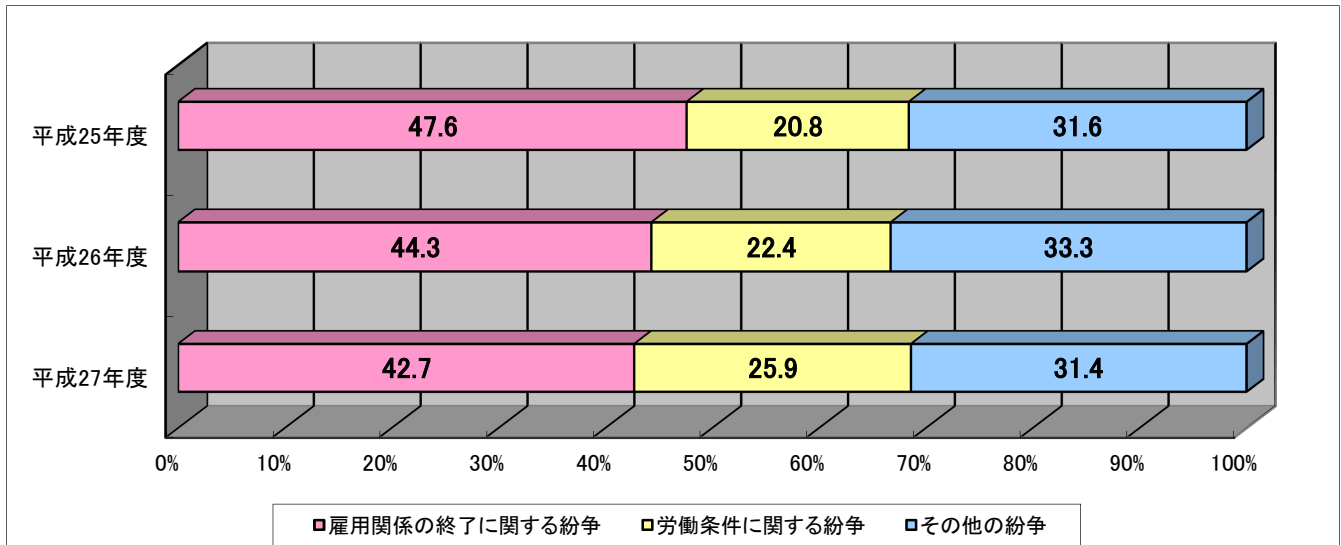
(2) あっせん申請の内容の内訳

あっせん申請の内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが42.7%となり、ここ5年(平成22年度59.7%)で全体に占める割合が大きく低下しており、「労働条件」に関するものが25.9%と漸増傾向が続いた。また、いじめ・嫌がらせが全体の3割近い状況になり、内容別では、3年連続最多となった。〔表4〕、〔図6〕

【表4】 あっせん申請の内容別内訳

		平成25年度				平成26年度				平成27年度				
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	
あっせん申請	雇用関係の終了	普通解雇	46	24.6%	89	47.6%	43	23.5%	81	44.3%	41	22.2%	79	42.7%
		整理解雇	4	2.1%			3	1.6%			4	2.2%		
		懲戒解雇	2	1.1%			2	1.1%			3	1.6%		
		雇止め	26	13.9%			23	12.6%			25	13.5%		
		退職勧奨	11	5.9%			10	5.5%			6	3.2%		
	労働条件	労働条件の引下げ	10	5.3%	39	20.8%	17	9.3%	41	22.4%	13	7.0%	48	25.9%
		出向・配置転換	4	2.1%			3	1.6%			8	4.3%		
		その他の労働条件	25	13.4%			21	11.5%			27	14.6%		
	その他	採用内定取消	3	1.6%	59	31.6%	2	1.1%	61	33.3%	3	1.6%	58	31.4%
		雇用管理改善等	0	0			0	0			0	0		
		いじめ・嫌がらせ	50	26.7%			49	26.8%			54	29.2%		
		その他	6	3.2%			10	5.5%			1	0.5%		
	合計		187		187	100.0%	183		183	100.0%	185		185	100.0%

【図6】 あっせん申請の内容別内訳



(3) あっせん申請の処理状況

ア 処理の状況

平成27年度1年間に手続きを終了した事案182件の処理状況をみると、紛争当事者が手続きに参加しない「不参加」のため打ち切りとなった事案は58件（31.9%）、申請が取下げられた等のため処理を行わなかったものは15件（8.2%）で、実質的にあっせん委員があっせんの処理を行ったものが109件である。これは、全体の59.9%であり、取下げ等を除くと65.3%である。

イ あっせん委員によるあっせんの状況

あっせん委員があっせんの処理を行った109件のうち、合意に至ったものが69件（63.3%）、合意に至らず打ち切ったものは40件（36.7%）であり、合意率は全体182件に対して37.9%、取下げ等を除いた167件に対して41.3%となっている。（【図7】）

処理に要した期間は、1ヶ月以内が67件（36.8%）、1ヶ月を超え2ヶ月以内が93件（51.1%）であり、2ヶ月以内に87.9%が終了している。

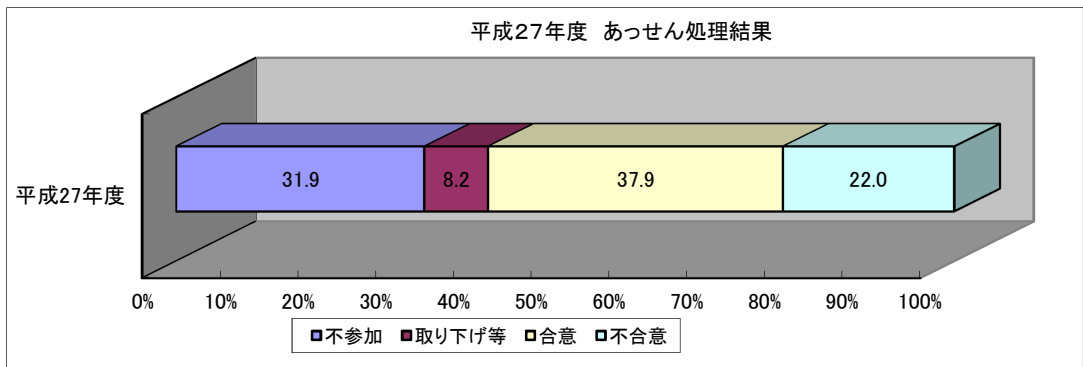
ウ 申請人の状況

平成27年度1年間に申請を受理した事案185件についてみると、6件が事業主からの申請、残りの179件が労働者からの申請であり、事業主からの申請は24年度4件、25年度2件、平成26年度2件であり、ほとんどが労働者からの申請である。労働者の就労形態は、正社員が89件（48.1%）と最も多く、パート・アルバイトが44件（23.8%）、期間契約社員が41件（22.2%）、派遣労働者が8件（4.3%）となっている。労働者の所属する事業所の規模は（不明を除き）、10～49人が66件（35.7%）と最も多く、次いで10人未満が33件（17.8%）、50～99人が25件（13.5%）となっている。

また、労働組合のない事業所の労働者が不明を除き123件（66.5%）である。

なお、あっせんの実施事例は、[別紙2](#)のとおりである。

【図7】 あっせん申請の処理状況



4 本制度の利用方法

労働問題のトラブル・悩みを抱えた方（労働者側・事業主側を問わず）が本制度を利用するためには、県内14か所に開設している「総合労働相談コーナー」（別紙1参照）へ相談を寄せていただくこととなる。

特に、横浜駅西口の横浜STビル内に開設している「横浜駅西口総合労働相談コーナー」は、労働局・労働基準監督署とは独立し、アクセス面等利用者に利用しやすい場所に開設しているので、積極的にご利用いただきたい。

総合労働相談コーナーでは、事業主側から労働者とのトラブルなどを未然に防ぐための相談にも対応している。また、事業場名について、匿名での相談にも応じている。

5 特記事項

横浜駅西口総合労働相談コーナーの相談時間は他のコーナーと異なります。

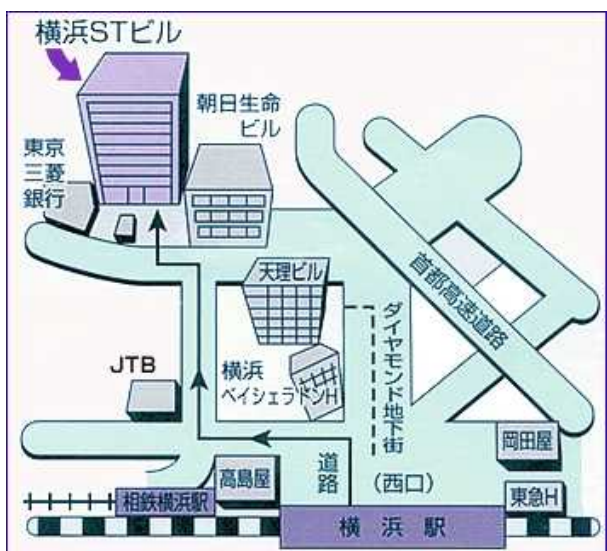
●相談時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前11時～午後6時半

●所在地

〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階（横浜駅から徒歩7～8分）

●TEL : 045-317-7830

(周辺地図)



(用語説明)

※ 個別労働関係紛争

個別労働関係紛争の範囲は、「労働条件その他労働関係に関する事項について」の紛争で、労働関係に関する事項についての個別の労働者と事業主との紛争であれば、分野、内容に関係なく、すべての個別労働関係紛争に含まれる。ただ、労働組合と事業主との間の紛争や、労働者と労働者の間の紛争は、個々の労働者と事業主との間の紛争ではないので、個別労働関係には含まれない。

※ 神奈川紛争調整委員会によるあっせん制度

神奈川労働局長が委任している神奈川紛争調整委員会（小口千恵子会長）によるあっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に立って、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を促進する制度である。具体的には、双方の主張の要点を確かめ、必要に応じて参考人からの意見を聴取する等により、事実の調査を行った上で、紛争当事者間の話し合いを促進し、その間を仲介して、双方または一方の譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診している。

なお、あっせんにより、当事者間に合意が成立した場合において、当該成立した合意は、民法上の和解契約となる。

※ 神奈川労働局長による助言・指導制度

神奈川労働局長による助言・指導制度は、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争の解決の促進を図るものである。

具体的には、事実関係を調査・整理した上で、労働関係法令や関係判例等に基づき、さらに、必要に応じて大学教授、弁護士等専門家の意見を参考にしながら、都道府県労働局長が助言・指導を行っている。

神奈川県内「総合労働相談コーナー」設置場所一覧

平成28年4月1日現在

	名称	郵便番号		電話番号
☆	神奈川県労働局総合労働相談コーナー	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階 神奈川県労働局 雇用環境・均等部指導課内	045-211-7358
☆	横浜駅西口総合労働相談コーナー (相談時間:11:00から18:30まで)	220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	045-317-7830
☆	横浜南総合労働相談コーナー	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階 横浜南労働基準監督署内	045-211-7374
☆	横浜北総合労働相談コーナー	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階 横浜北労働基準監督署内	045-474-1251
	横浜西総合労働相談コーナー	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階 横浜西労働基準監督署内	045-332-9311
	鶴見総合労働相談コーナー	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 鶴見労働基準監督署内	045-501-4968
☆	川崎南総合労働相談コーナー	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2 川崎南労働基準監督署内	044-244-1271
	川崎北総合労働相談コーナー	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9 川崎北労働基準監督署内	044-820-3181
	横須賀総合労働相談コーナー	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階 横須賀労働基準監督署内	046-823-0858
☆	平塚総合労働相談コーナー	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階 平塚労働基準監督署内	0463-43-8615
	藤沢総合労働相談コーナー	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢総合労働庁舎3階 藤沢労働基準監督署内	0466-23-6753
☆	小田原総合労働相談コーナー	250-0004	小田原市浜町1-7-11 小田原労働基準監督署内	0465-22-7151
☆	厚木総合労働相談コーナー	243-0018	厚木市中町3-2-6厚木Tビル5階 厚木労働基準監督署内	046-401-1641
☆	相模原総合労働相談コーナー	229-0236	相模原市中央区富士見6-10-1 O 相模原地方合同庁舎4階 相模原労働基準監督署内	042-752-2051

☆ 女性相談員がいます。

平成27年度助言・指導、あっせんの解決事例

【助言・指導の例】

事例1: 自己都合退職に係る助言・指導

事案の概要	正社員である労働者が、一身上の都合による退職を上司に申し入れたものの、なかなか退職を認めてもらえないもの。会社とのトラブルを避け、円満に退職することを求めて、申し出があったもの。
助言・指導のポイント	会社に対して、民法に定められた期間の定めのない雇用の解約の申し入れに係る条文及び会社の就業規則に規定された退職手続きに基づいて助言した。
結果	助言実施後に、労使間で話し合いが持たれて、円満に退職手続きが進められた。

事例2: いじめ・嫌がらせに係る助言・指導

事案の概要	派遣労働者が、体調不良で派遣先に早退を申し出たところ、派遣先社員から、体調不良に関して、ひどい暴言を受けたもの。今後の派遣先会社の適切な対応を求めて、申し出があったもの。
助言・指導のポイント	派遣先会社に対して、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議の職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言に基づいて助言した。
結果	助言実施後、派遣先会社から、派遣先社員に対して、ハラスメント防止に関する注意指導が行われた。

事例3: 配置転換に係る助言・指導

事案の概要	会社から、異動命令が受けたが、異動先は、長時間通勤となる場所にあり、家庭の事情により、長時間通勤は困難であることから、会社に異動命令に応ずることはできないと伝えたものの、異動命令を撤回してもらえないもの。この異動命令は不当な理由によるものであるとして撤回を求めて、申し出があったもの。
助言・指導のポイント	会社に対して、配転命令に関する判例等を示して助言した。
結果	助言実施後、会社は、不当な理由による異動命令ではなかったとした上で、通勤時間の短い別の異動先への異動を命じた。

事例4: その他の労働条件に係る助言・指導

事案の概要	会社が、年次有給休暇取得促進に理解を示さないことから、年次有給休暇を取得しづらい雰囲気がある。年次有給休暇を取りやすい環境整備を求めて、申し出があったもの。
助言・指導のポイント	会社に対して、年次有給休暇制度の位置づけ及び法的性格を示して、年次有給休暇の取得促進に向けて助言した。
結果	助言実施後、会社は、年次有給休暇の取得促進に理解を示して、年次有給休暇取得促進に向けた社内環境が整備された。

平成27年度助言・指導、あっせんの解決事例

【あっせんの例】

事例1: いじめ・嫌がらせに係るあっせん

事案の概要	同僚などからの悪口、無視などが繰り返されたことから、これに対する適切な対応を求めて、上司に相談したものの、具体的な対応を取ってもらえなかった。精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めるも紛争になったことから、申請がなされたもの。
あっせんのポイント	双方の主張には、見解の相違があったものの、あっせん委員から歩み寄りを求めたところ、解決金を支払うことで合意したものの。
結果	解決金を支払うことで解決した。

事例2: 雇止めに係るあっせん

事案の概要	有期労働契約(契約期間1年)が繰り返し更新されてきたが、契約期間満了前日に突然雇止めされた。雇止めの理由に納得がいかず、雇止めの取り消し、又は、損害賠償及び慰謝料の支払いを事業主に求めるも紛争になったことから、申請がなされたもの。
あっせんのポイント	当事者双方の雇止め理由をめぐる見解に相違があったことから、あっせん委員から双方に歩み寄りを求めたところ、解決金を支払うことで合意に至った。
結果	解決金を支払うことで解決した。

事例3: その他の労働条件に係るあっせん

事案の概要	退職前に、残っていた有給休暇の全日数取得を申し入れたが難色を示されたため、結局、有給休暇の取得を断念した。その後、有給休暇を取れなかったのは会社が妨げたことが原因と考え、事業主に対して、取得できなかった有給休暇の賃金相当額を損害賠償請求する個別労働紛争となって、申請がなされたもの。
あっせんのポイント	会社は有給休暇の取得を妨げてはいなかったと主張したが、紛争解決のために、解決金を支払うことで合意した。
結果	解決金を支払うことで解決した。

事例4: 採用内定取り消しに係るあっせん

事案の概要	採用面接後、内定の連絡があり、採用内定承諾手続きを行った後に、合理的に理由がないのに、採用内定取り消しされた。損害賠償及び慰謝料請求するも紛争になったことから、申請がなされたもの。
あっせんのポイント	事業主側が不手際があったことを認め、その上で、話し合いにより、解決金額を調整した。
結果	解決金を支払うことで解決した。

5 都道府県別の運用状況

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会の あつせん 申請件数
1 北海道	36,254	8,187	202	230
2 青森	10,590	2,763	89	48
3 岩手	10,599	2,908	165	52
4 宮城	21,706	5,875	193	87
5 秋田	6,856	2,863	80	48
6 山形	9,809	2,978	208	48
7 福島	17,175	5,721	33	49
8 茨城	20,590	5,352	192	67
9 栃木	13,031	2,802	113	102
10 群馬	16,398	4,983	122	42
11 埼玉	54,746	10,939	620	222
12 千葉	40,290	7,376	354	97
13 東京	121,601	25,337	651	1,031
14 神奈川	49,135	12,930	286	185
15 新潟	13,872	4,078	150	60
16 富山	6,411	1,800	53	37
17 石川	7,071	2,530	126	48
18 福井	5,797	1,866	77	34
19 山梨	5,764	1,208	19	13
20 長野	16,464	5,750	101	132
21 岐阜	15,837	4,098	62	45
22 静岡	34,376	5,950	497	164
23 愛知	78,219	16,312	609	288
24 三重	14,018	3,366	146	32
25 滋賀	12,409	2,854	252	80
26 京都	22,633	7,991	261	95
27 大阪	110,418	19,183	657	408
28 兵庫	52,237	15,765	878	222
29 奈良	9,249	1,883	89	82
30 和歌山	6,080	1,031	49	12
31 鳥取	4,132	1,572	76	32
32 島根	5,355	1,804	64	30
33 岡山	14,135	3,258	76	83
34 広島	27,486	6,932	123	67
35 山口	11,831	2,630	192	30
36 徳島	9,873	1,623	73	18
37 香川	7,408	1,956	69	15
38 愛媛	9,762	2,481	136	42
39 高知	4,777	1,293	40	26
40 福岡	43,107	6,534	217	61
41 佐賀	7,987	2,202	17	33
42 長崎	9,545	2,921	113	36
43 熊本	9,188	3,062	162	52
44 大分	6,111	1,923	60	17
45 宮崎	8,835	2,396	59	50
46 鹿児島	7,528	3,363	50	55
47 沖縄	8,241	2,496	64	68
計	1,034,936	245,125	8,925	4,775